ウ　武力攻撃事態等において、毒性物質に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、国民保護法第103条第３項の規定に基づき、必要と認める生活関連毒性物質取扱所の管理者に対し、保有する特定物質の廃棄を命令するとともに、その対応状況の報告を求め、その内容を国民保護対策本部及び必要に応じ都道府県その他の関係機関に報告する。あわせて、生活関連毒性物質取扱所の被害の有無その他の必要な情報を収集する。

エ　生活関連毒性物質取扱所に係る武力攻撃災害が発生したときは、当該生活関連毒性物質取扱所の管理者に対する指導、助言、職員の派遣、関係機関への連絡等、被害の拡大防止及び応急の復旧のための措置を的確かつ迅速に講ずる。

オ　緊急の必要がなくなったと認めるときは、ウに定めるところにより発出した特定物質の廃棄命令を直ちに解除する。

B．第一種指定物質の取扱所

ア　武力攻撃予測事態においては、生活関連毒性物質取扱所におけるプラントの運転状況その他の必要な情報を収集するとともに、安全確保措置の徹底を要請する。

イ　武力攻撃事態においては、生活関連毒性物質取扱所におけるプラントの運転状況その他の必要な情報を収集する。また、生活関連毒性物質取扱所に対し、必要があると認めるときは、運転中のプラントの通常停止を要請し、その対応状況の報告を求め、その内容を国民保護対策本部及び必要に応じ都道府県その他の関係機関に報告する。

ウ　武力攻撃事態等において、毒性物質に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、国民保護法第103条第３項の規定に基づき、必要と認める生活関連毒性物質取扱所の管理者に対し、運転中のプラントの緊急停止を命令するとともに、その対応状況の報告を求め、その内容を国民保護対策本部及び必要に応じ都道府県その他の関係機関に報告する。あわせて、生活関連毒性物質取扱所の被害の有無その他の必要な情報を収集する。

エ　生活関連毒性物質取扱所に係る武力攻撃災害が発生したときは、当該生活関連毒性物質取扱所の管理者に対する指導、助言、職員の派遣、関係機関への連絡等、被害の拡大防止及び応急の復旧のための措置を的確かつ迅速に講ずる。

オ　緊急の必要がなくなったと認めるときは、ウに定めるところにより発出したプラントの緊急停止命令を直ちに解除する。

C．第二種指定物質の取扱所

ア　武力攻撃予測事態においては、生活関連毒性物質取扱所におけるプラントの運転状況その他の必要な情報を収集するとともに、安全確保措置の徹底を要請する。

イ　武力攻撃事態においては、生活関連毒性物質取扱所におけるプラントの運転状況その他の必要な情報を収集する。また、生活関連毒性物質取扱所に対し、運転中のプラントの警備の強化その他の管理の徹底を求めるほか、必要があると認めるときは、運転中のプラントの通常停止を要請し、その対応状況の報告を求め、その内容を国民保護対策本部及び必要に応じ都道府県その他の関係機関に報告する。あわせて、都道府県警察、消防機関その他の行政機関に対し、警備強化に関する支援その他の生活関連毒性物質取扱所の安全の確保のために必要な支援を求める。

ウ　武力攻撃事態等において、毒性物質に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、国民保護法第103条第３項の規定に基づき、必要と認める生活関連毒性物質取扱所の管理者に対し、運転中のプラントの緊急停止を命令するとともに、その対応状況の報告を求め、その内容を国民保護対策本部及び必要に応じ都道府県その他の関係機関に報告する。また、従業員が避難するのに十分な時間的余裕があると認められるときは、従業員の安全確保が図られることを条件として、当該生活関連毒性物質取扱所に対し、残留剤の除害及び消費に努めるよう要請する。あわせて、生活関連毒性物質取扱所の被害の有無その他の必要な情報を収集する。

エ　生活関連毒性物質取扱所に係る武力攻撃災害が発生したときは、当該生活関連毒性物質取扱所の管理者に対する指導、助言、職員の派遣、関係機関への連絡等、被害の拡大防止及び応急の復旧のための措置を的確かつ迅速に講ずる。

オ　緊急の必要がなくなったと認めるときは、ウに定めるところにより発出したプラントの緊急停止命令を直ちに解除する。

第４節　国民生活の安定に関する措置

１　国民生活の安定

⑴　生活関連物資等の価格の安定等

①　経済産業政策局、製造産業局、商務情報政策局、商務流通保安グループ及び資源エネルギー庁は、国民生活及び国民経済の安定、特に避難住民等の生活の安定のため、物価の安定及び所管する生活関連物資等（被服、日用品、燃料、生産資材その他の国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務をいう。）（以下「所管生活関連物資等」という。）の適切な供給が図られるよう努めるものとする。具体的には、所管生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、所管生活関連物資等の価格、供給状況等を調査・監視するとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対し、供給の確保や便乗値上げの防止等の要請等を行うものとする。

②　経済産業政策局は、所管生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、国民への迅速かつ的確な情報提供に努めるものとする。

③　資源エネルギー庁は、石油及び石油ガスの供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、備蓄している石油及び石油ガスの活用を検討するものとする。

④　経済産業政策局、製造産業局、商務情報政策局、商務流通保安グループ及び資源エネルギー庁は、所管生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、①生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）に基づく物資の売渡しの指示及び命令、②国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）に基づく物資の標準価格の決定、生産・保管・売渡しの指示、③物価統制令（昭和21年勅令第118号）に基づく統制額の指定その他の適切な措置を講ずるものとする。

⑵　事業者等の業務の正常な運営の確保

①　事業用資材又は製品の緊急輸送等

ア　大臣官房総務課、商務流通保安グループ、資源エネルギー庁、経済産業局その他関係部局は、被災地域における事業の再開又は継続に必要な原材料、燃料等の被災地域への搬入又は製品等の滞貨の被災地域からの搬出を円滑にするため、必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関に対し、原材料、燃料等の運送を求めるものとする。この場合において、大臣官房総務課、商務流通保安グループ、資源エネルギー庁、経済産業局その他関係部局は、当該指定公共機関に当該運送を的確かつ安全に実施するために必要な情報を提供すること等により、当該指定公共機関及びその職員の安全に十分配慮するとともに、都道府県知事及び公安委員会に対し、緊急通行車両確認証明書の交付を要請する等必要な措置を講じるものとする。

イ　商務流通保安グループ、経済産業局その他関係部局は、アの要請等を行う場合において特に必要があると認めるときには、関係各機関と協力して当該物資の緊急輸送計画を作成し、その実施の推進に努めるものとする。

②　電気・ガス・熱供給料金についての特例措置の認可等

資源エネルギー庁及び経済産業局は、必要に応じ、被災需要家を対象として、支払期限の延長、不使用月の電気・ガス・熱供給料金の免除その他の電気・ガス・熱供給料金の特例措置を認可するものとする。